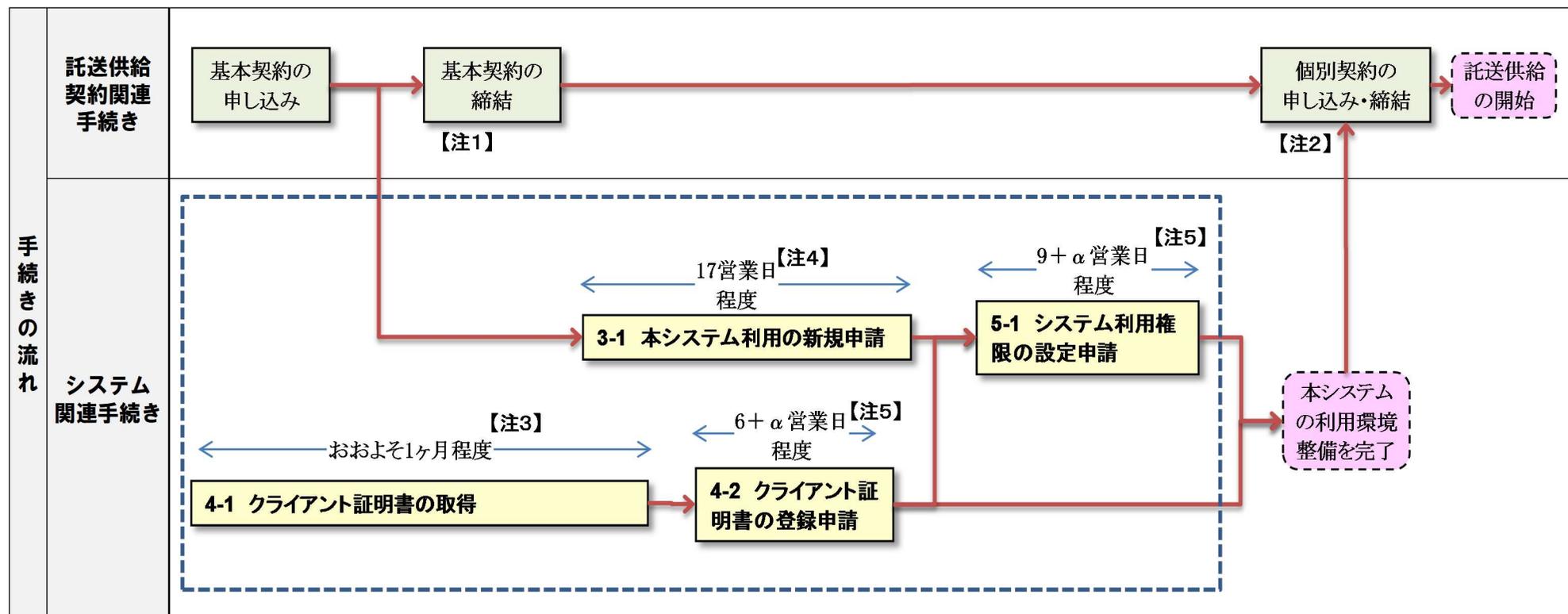


## 新たに託送供給を開始いただく際に必要となる「システム関連手続き」の全体像

- 新たに託送供給依頼者となる事業者さまには、「託送供給契約関連手続き」と並行して「システム関連手続き」を行っていただきます。東京ガスネットワーク託送供給業務支援システム(以下、本システム)の利用環境整備を完了していただくことが、託送供給に関わる業務を開始いただくための条件となります。
- 「システム関連手続き」を行っていただく際には、以下の手続き要素の順序関係や標準的な処理期間等を考慮の上で、適切にご対応いただくようお願いいたします。
  - 手続きの起点となる「4-1 クライアント証明書の取得」と「3-1 本システム利用の新規申請」を遅滞なく行っていただくことが特に重要です。
  - 詳細は、「東京ガスネットワーク託送供給業務支援システム ご利用の手引き」(以下、「手引き」)をご参照ください。



【注1】契約開始日を定める際は、【注2】の条件を踏まえて、「システム関連手続き」に要する期間を考慮した適切な期日を協議させていただきます。(当社託送供給約款の項10-(1)による)

【注2】本プロセスは、本システムの個別システムである「東京ガスネットワーク託送システム(TAXIS)」を利用して行っていただきます。

【注3】詳細は、三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社のホームページ(<http://www.eppcert.jp/jgas/index.html>)等をご確認ください。

【注4】「申請書の審査」と「本システムへの申請情報登録」にそれぞれ「2営業日」・「15営業日」程度の処理期間を要します。ただし、申請内容に応じた申請情報登録の多寡等により処理期間が変動する場合があります。

【注5】+αとは、申請日から直近の「システム処理日」までの期間を指します。